

大阪広域水道企業団の議員定数等に関する決議

大阪広域水道企業団の議員定数については、本年4月に企業団の首長会議において、人口比率に応じた議席配分を基本とし、定数を30人とする案を決定した。

この首長案では、工業用水枠がなくなるために、議員を参画させられなくなる。

水道事業会計の運営は企業会計方式で行われており、本来議員数の配分は単なる人口比率ではなく、各団体の受水量等も配慮すべきものである。

さらに、少なくない市町村から、42構成団体すべてに議席配分を求める意見があることなどから、将来の「府域一水道」への前進のために、当面は全団体に議席を配分し、統合の進展状況を勘案し、議席数を決定するなど柔軟な対応が必要と考える。

したがって、今回予定されている、企業団規約の改正においては、7団体の統合部分と議員定数部分を分割し、議員定数部分については、全体の合意を得て提案すべきである。

以上、決議する。

平成29年12月4日

高石市議会